

平成28年度

福島県環境影響評価審査会議事録

(平成28年4月26日)

1 会議の名称

平成28年度第2回福島県環境影響評価審査会

2 日時

平成28年4月26日(木) 午前10時開会 午前11時30分閉会

3 場所

県庁本庁舎2階 第二特別委員会室

4 議事

- (1) 「福島復興大型石炭ガス化複合発電設備実証計画(勿来)」に対する知事意見に係る答申(案)について
- (2) 「福島復興大型石炭ガス化複合発電設備実証計画(広野)」に対する知事意見に係る答申(案)について
- (3) 「福島県郡山市砂欠山メガソーラー発電所に係る環境影響評価方法書」
について

5 出席者等

- (1) 環境影響評価審査会 6名
- (2) 事務局 5名
- (3) 傍聴者 一般 13名、報道機関2名

6 議事内容

- (1) 開会
- (2) 議事録署名人の選出
- (3) 議事

ウ 「福島県郡山市砂欠山メガソーラー発電所に係る環境影響評価方法書」 について

事業者から、同方法書の概要説明及び事前に審査会委員から出された意見に対する回答がなされた後、質疑応答が行われた。

【議長】

福島県では2040年頃までに、県内エネルギー需要の100%相当量を再生可能エネルギーで生み出すことを目標にしていますが、例えば、福島県全域の電力量をメガソーラーで全部賄うのであれば、どれくらいの面積が必要になるのでしょうか。

【事業者】

そういう議論はよくあります。多めに見積もると20万枚の太陽光パネルを設置するのに50haの敷地を使います。そこから逆算できるかもしれません。

【議長】

茨城県の筑波山での、メガソーラー計画に対して、住民が怒っています。テレビでも放送され、様々な問題が起きていることが現実にありますので、そういった問題をなくすような形の事業を行うことが重要であると思います。

同時に、福島県内の電力を全てメガソーラーでカバーするのは不可能ですので、適切な場所に適切な事業を行える理想の形があれば知りたいと思います。

【委員】

太陽光パネルの規格(発電出力)を変えるとという説明がありましたが、設置枚数 20 万枚前後ということは変わらないのですよね。その枚数に 1 枚あたりの発電出力をかけるとどれくらいの総発電出力になりますか。

【事業者】

パネル形状 1998mm×995mm で 20 万枚の設置だとすると、約 55MW になります。

【委員】

瞬間出力ですか。

【事業者】

はい。

【委員】

ゴルフ場として開発中に大半の木が伐採されたとのことですが、現状は放棄されているのですか。ススキ草原などになっているのですか。

【事業者】

伐採されている範囲は多いです。木が残っているところもあります。

【委員】

現状でどこか崩れているところはないですか。

【事業者】

現地は山ですが、歩ける範囲でだいたい現地を見ましたが、崩落している場所は確認しておりません。

【委員】

つまりゴルフ場だからあまり法面が急な場所にはパネルを設置しないということですか。

【事業者】

ゴルフ場のための造成はされていません。着工前でした。

【委員】

それではなぜ伐採されているのでしょうか。

【事業者】

伐採の経緯は把握しておりません。

【委員】

誰かが伐採をし、木材を販売した後に土地を引き渡した形にしたのでしょうか

か。

【事業者】

ゴルフ場計画と関連した伐採行為なのかどうかもわかりません。

【委員】

いずれにせよ、例えば〇〇〇〇は森林や畑などモザイク状のところを一番好むので、多分繁殖しているか餌取りに来ていると思います。ただし、〇〇〇〇は種の保存法の指定から外れるかどうか検討中であり、どうなるかわかりません。地球温暖化防止のために一部の〇〇〇〇に泣いてもらうしかないのでしょうか、ただ単のある木を切るわけにはいかないのです、人工巣で誘導するとか、この手法は環境省の手引きにも書いてあり、実行できることです。そのようなことを考えながら事業を進めることができると思います。

もうひとつコメントです。パネルを敷き詰めるとその裏が陰になって、日光が当たらず植物が育たなくなります。そのためパネルの下地が空くようになり崩れているということが、現実に岩手県のソーラー発電所の急傾斜地において例があります。ゴルフ場の敷地そのものにパネルを設置するのであれば、ゴルフ場には急傾斜地はないから、土地の崩落の心配はないと思いましたが、今回の対象事業実施区域の図面の一部を見ると、傾斜がきつい場所が見られます。そういった場所の崩壊防止策はあるのでしょうか。

【事業者】

森林法による林地開発許可制度に基づいて、ある程度の角度のある場所は「崖」という定義になりますので、その崖の安定性を確保する義務があります。パネルを設置する場所を安定させると同時に、斜面の安定性の確保は森林法で求められていますので、地盤調査等を行って、その結果を踏まえて法面保護工を検討しています。

【委員】

森林法による土砂崩壊防備（保安林）指定地でも、対応によってはパネルを設置できるということですか。保安林解除はできないですね。

【事業者】

対象事業実施区域に保安林は存在しません。

【事業者】

また、法面保護工と言いましたが、法面を強化したところにパネルを設置するということです。それをやらないでパネルを設置すると土地が崩れるということになります。

【議長】

太陽光発電は良い技術ですが、現在道路沿い等、至る所に太陽光パネルが多数設置されています。様々な所でそのような状況が多くなっていますが、こういう状況はおかしいのではないかと。そして環境保全の観点からこうしたらよい

のではないか、例えば景観と調和できるような方法を自分たちなら考えられるというようなことはありますか。

【事業者】

1つめの質問には中々答えづらいですが、今回のプロジェクトについて言えば、事業用地が奥まっているところにあることは好ましいと思います。

【議長】

人目につかない場所ということですか。

【事業者】

我々にとって好ましいというのは、近隣住民の方には失礼な話で、住民にとっては見えている山なので、それでいいと単純に言うてしまうのは問題かもしれませんが、やはり人目につきやすい街中や山に発電所を設置するよりは、なるべく奥まっている場所に設置する方が好ましいであろうというのは1つあります。

【議長】

個別の小さな発電所に対してコメントがあったとしても言えないですよ。

【事業者】

我々はたまたま小さい事業はやっていないので、コメントは控えさせていただきます。

【委員】

太陽光パネルの耐用年数は何年でしょうか。そして、調整池に対する土砂堆積防止策のようなものがあるかどうか、教えてください。

【事業者】

パネルのメーカーにもよりますが、25年が基本的な耐用年数です。メーカー保証だと20年ぐらいになります。性能も保証されています。実質的には40年もつパネルもあります。弊社で使用予定のパネルは30年はずっと思います。

【委員】

30年経つと、20万枚という膨大な数のパネルを徐々に更新していく計画になると思うのですが、その場合パネルは産業廃棄物になるのですか。

【事業者】

リサイクルする計画です。今のリサイクル技術では100%リサイクルできません、つまりモジュールの中の材料はリサイクルしにくいですが、その技術は段々と進歩しています。今回の計画が実行されていく期間、時間はあるので、その間に材料をリサイクルできるようになっていくと思います。つまり20年後、30年後にパネルを更新するときには必ず材料をリサイクルできると思います。

【委員】

完全に廃棄ではなくて、再使用して効率的に更新していくということですか。

【事業者】

原材料の半分は再使用できるので、誰かがその原材料を回収して使用していくことになると思います。

【委員】

同じ現場ではなくて、別の場所で再使用されるということですか。

【事業者】

そうです。

【委員】

調整池について教えてください。

【事業者】

調整池の堆砂土量については、当然様々な基準があります。施工中及び供用後の土砂量です。それに基づいて浚渫を行います。

【議長】

調整池の泥の除去の話ですが、泥の除去は大変です。どのように調整池を作るのかとか、側溝などを作って調整池に水をどう流すのかといった集水の在り方とか、溜った汚泥を定期的に処理するといったマニュアルのようなものを作ったほうが良いと思います。

また、パネルの寿命が20～25年であり、原材料の半分以上がリサイクルできるという話がありましたが、これも一般的なマニュアルのようなものがあると安心できると思います。例えば個人的に使ったパネルが放置されるということはありませんが、そうすると大変なことです。リサイクルの観点では重要だと思っているので、例えば25年後の発電所事業はこうなる計画であるというような青写真について自社で整理しておくとういと思います。

【事業者】

リサイクルの将来について、楽観的すぎるということはないと思います。ただ、今の技術ではまだそこまで進んでいないというのは確かで、別のエネルギー源により今後リサイクルで何かできるという話とは全く別次元です。多分10年、20年経てば、太陽光パネルに使われている部品のかなりの部分はリサイクルできるようになる、これは普通に考えればいいのですが、現時点では全部をリサイクルすることは難しいです。

【議長】

そのことはわかった上で、今の時点ではこのような状況だけど、将来はこうやりますといった計画を立てた方がよいのではないのでしょうかというコメントです。

【事業者】

今後長いプロセスの中で色々とお相談させていただくことがあるかもしれませんが、他社は出していないことかもしれませんが、自社としての考えや計画を整理していきたいと思っています。

(4) その他

今後の各事業における環境影響評価の手続きの予定、審査会開催の予定について、事務局から説明した。

(5) 閉会

議事録署名人